

### 3 家庭・地域に豊かな学びを創る

#### 教育に関する情報発信



市内小中学校や教育委員会が実施する行事等について、事前に報道各社に資料提供をすることで、**各種メディアを通じた情報発信**に努めます。

また、**各小中学校のホームページを充実**させ、学習の様子や行事予定等を積極的に発信します。

再掲

#### 放課後・土曜日の学びの推進



家庭の理由や社会的な状況にかかわらず、学習習慣や基礎的な学力をしっかりと身につけるため、**学びのセーフティネット**づくりを推進しています。小学1年生から3年生までの子どもを対象に、「**放課後自習広場**」を市内すべての小学校で開設しています。また、小学4年生以上を対象に、平日の放課後や土曜日に「**草津市学びの教室**」を市内4会場で開催し、子どもの学びを充実させています。

再掲

#### 家庭学習の充実



小学校に、教員OB等による**家庭学習サポーター**を配置し、家庭学習用プリント・自主学习ノート・作文の添削、児童の家庭学習に係る課題の分析・助言等を通じて、子どもたちの家庭学習を充実させ、学力向上を図るとともに、教員の負担も軽減します。

再掲

#### コミュニティ・スクールくさつの推進



学校、保護者、地域住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図るため、全小中学校でコミュニティ・スクールを実施します。各校ごとに**学校運営協議会**を設け、保護者、地域住民等がその委員となり、学校運営やそのために必要な支援に関して協議を行い、学校運営の充実を図ります。

## 地域協働合校（ちいききょうどうがっこう）の実施

再掲

平成10年度からスタートした「地域協働合校」は、学校・家庭・地域が、学校での教育活動や地域行事等で、あらゆる教育資源を生かし、**未来を担う子どもと健全な育成を願う大人が世代を超えて知恵を出し合い、すべての人が輝くまちづくり**をめざしています。

また、「**地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）**」を教育委員会が委嘱し、配置することにより、学校と地域住民がつながる“地域とともにある学校”づくりを一層推進します。



## 学生ボランティアの活用

再掲



**学生の教育ボランティア活動**を通じて、児童生徒や学校教育等への理解を深め、社会貢献や教職への意欲を培うとともに、各教科等に関する指導の補助をはじめ、学校における様々な教育活動の円滑な実施に寄与しています。

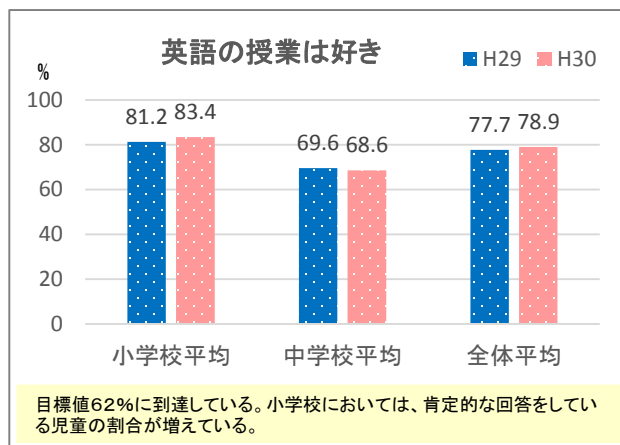
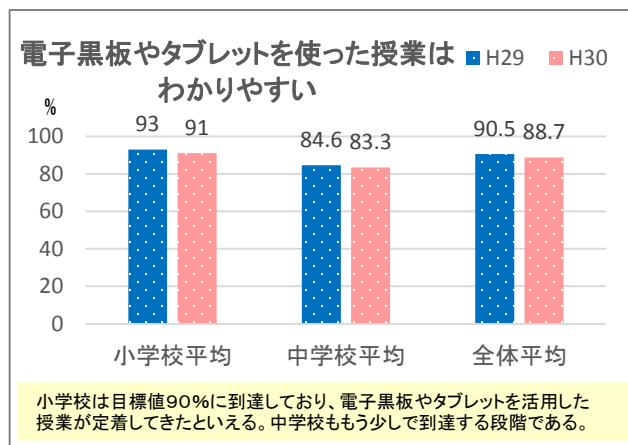
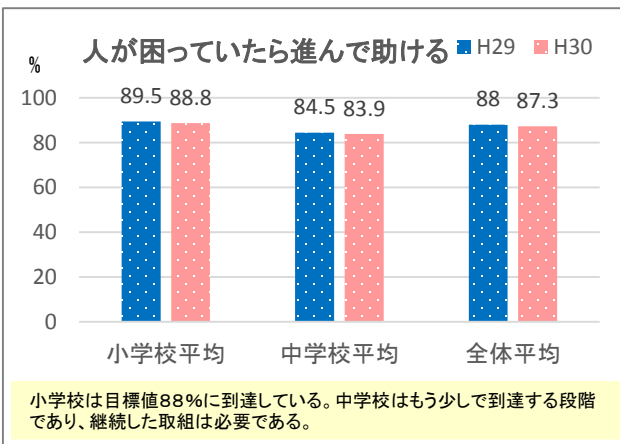
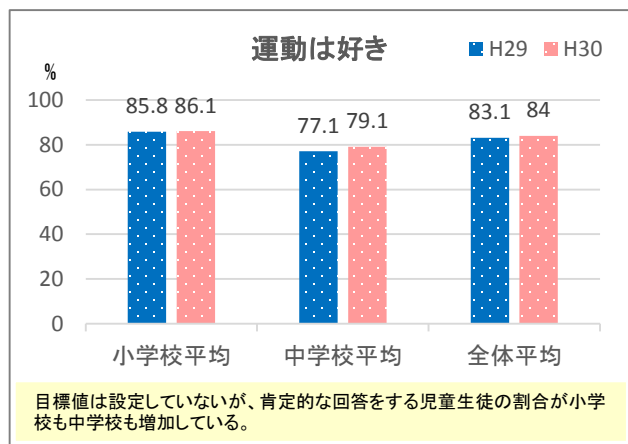
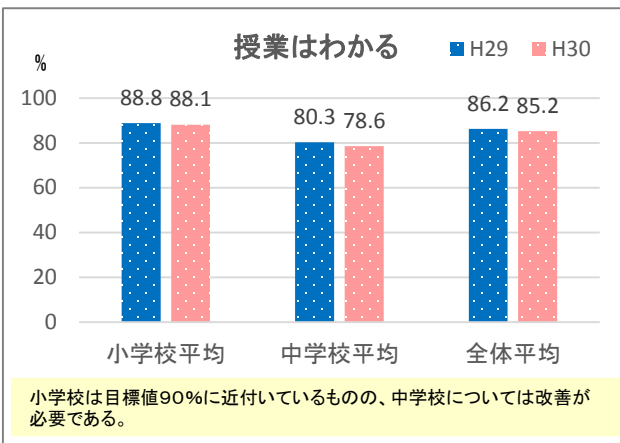
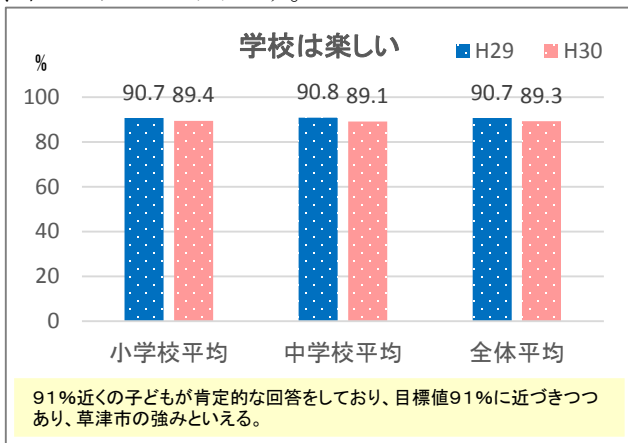
## 学習ボランティアの育成と活用

再掲



市民の学びや知識・経験を生かした社会参加を促すための学習ボランティアの育成を図るとともに、学習活動を支援するために、さまざまな学習をサポートする個人や団体の情報を登録提供する「**草津市ゆうゆうびとバンク（学習ボランティア登録情報）**」を作成し、学校や地域の地域協働合校等で活用しています。

本市学校教育の「強み」となる取組の成果については、各事業実績とともに、子どもの意識の変容を見取することを大切にしています。そこで、毎年小中学校で実施する学校評価において、本市がめざす教育の内容に照らし合わせて共通項目を立て、全校の子どもを対象にアンケート調査を実施しています。平成29・30年度の肯定率の結果は、下のグラフのとおりです。



平成29・30年度の肯定率の結果を踏まえ、全項目において肯定率9割以上に到達できるように、草津型アクティブ・ラーニングによる授業改善を一層進めるとともに、本プログラムで示した様々な取組を推進していきます。

近年の社会情勢の大きな変化に伴い、学校の課題は複雑化・多様化し、学校に求められる役割は増大しています。また、学校だけでは解決できない課題も増えています。

草津市では平成30年7月より市内小中学校にタイムカードを導入し、教員の業務に対する意識改革を図り、また、校内の電話機に自動応答メッセージを入れ、放課後に教員が業務しやすい環境づくりを整えました。

しかしながら、教員の時間外勤務の状況は、前年度(平成29年度)よりも減ってはいるものの、小学校で月平均51時間、中学校で平均56時間となっており、さらに、過労死ラインと言われる月80時間以上の時間外勤務を行う教員は小学校で13.9%、中学校で25.7%と依然深刻な状況です。(数値は市教育委員会が把握した平成31年1月の勤務状況)

本来であれば、学校において最も重視しなければならない教員が子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が十分に確保できなくなっています。

本市では、平成29年3月に教育委員会が主体となって行う6カテゴリー、20事項からなる本市独自の多岐にわたる取組をまとめた「草津市学校業務改善プラン」を策定し、この中に盛り込まれている各種取組を実行することで、本市の小中学校の業務改善を進めています。

また、滋賀県教育委員会が平成30年1月に策定した「学校における働き方改革取組方針」で示されている県内共通基準に準じて、市内共通基準を設定し、中学校の部活動の活動時間等の共通理解や周知を図りました。

学校の業務改善は、一朝一夕で終わるような簡単なものではなく、学校の努力だけで成し遂げられるものでもありませんが、学校の業務改善が進めば、教員が子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質の向上につながります。

保護者や地域の方々の御理解・御支援もいただきながら、常に改善策を検討・実行していきます。

